

令和8年度 南島原市国民健康保険税について

－ みなさんの保険税が国民健康保険を支えています －

国民健康保険は、すべての人が安心して医療を受けられるよう、いずれの健康保険にも加入していない方が必ず加入する仕組みです。国民健康保険税は、病気や怪我をした際に必要な医療費を支えるための貴重な財源となります。【お問い合わせ先】南島原市役所 税務課 市民税班（Tel:0957-73-6642）

令和8年度の主な変更点

- ・子どもや子育て世代を皆さんで支援する仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。（Q&A問1参照）
- ・子ども・子育て支援金分が新設され、税率および賦課限度額の見直しを行いました。
- ・保険税軽減判定基準の引き上げを行いました。

国民健康保険税の税率

南島原市では、次の3つの項目（所得割、均等割および平等割）をもとに、医療分、支援金分、介護分および子ども・子育て分をそれぞれ算定して、一世帯ごとの国民健康保険税額を計算しています。

3つの項目	《医療分》《後期高齢者支援金分》《介護分》《子ども・子育て支援金分》に共通	税 率 ・ 金 額			
		医療分	支援金分	介護分※1	子ども・子育て分
		75歳未満	75歳未満	40歳以上65歳未満	18歳以上
所得割	世帯内の加入者ごとに計算します。 前年中の所得から基礎控除43万円を除いて右の税率を掛けます。	9.15%	3.0%	2.6%	0.35%
均等割	世帯内の加入者1人につき計算します。 加入者が未就学児※2の場合は5割減額となります。	26,000円 (13,000円)	8,800円 (4,400円)	9,900円	1,300円※3 【18歳以上加算額100円】※4
平等割	1世帯あたりの額を計算します。	23,000円	8,000円	8,600円	1,100円
賦課限度額	1世帯の賦課限度額が決められています。	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1 65歳以上の方の介護保険料は、年金から差し引かれるなどして、国保税とは別に納めていただきます。（Q&A問3参照）

※2 未就学児・・・小学校入学前の子ども（令和8年度においてはR2.4.2以降生まれの方）

※3 高校生年代以下（18歳になる日以降の最初の3月31日までの人）は、均等割額1,300円が全額軽減されます。

※4 18歳以上加算額100円は、※3の軽減分を18歳以上の被保険者全員で負担していただく仕組みとなっています。

「均等割・平等割」の軽減制度【申請不要】

基準より所得が少ない世帯は、均等割額および平等割額が軽減となります。

軽減区分	軽減判定基準（世帯の合計所得金額※5が下記金額以下の場合に該当）
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数※6－1）
5割軽減	43万円＋（31万円×国保加入者数※7）＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円＋（57万円×国保加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※5 国民健康保険加入者、国民健康保険に加入していない世帯主（擬制世帯主）および国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方（特定同一世帯所属者）の所得の合計です。

※6 給与所得者等とは、給与所得または年金所得がある方です。

※7 擬制世帯主を含めず、特定同一世帯者を含みます。

- 土地等を売った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は専従者控除前の金額で判定します。
- 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。
- 未就学児にかかる均等割額は上記軽減後（7・5・2割軽減）の額から5割減額となります。
- 国保加入世帯の中で、所得申告をしていない人がいると軽減判定ができないため、実際は軽減に該当する世帯であっても軽減が適用されません。早急に市民税班へご相談ください。

65歳未満の非自発的失業者に対する軽減制度【申請 必要】

①対象となる方

非自発的失業者とは雇用保険の特定受給資格者および特定理由離職者のことです。ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証」に記載されている離職理由コード（2桁の数字）が下記のいずれかであれば対象となります。

特定受給資格者（例：倒産、解雇など事業主の都合による離職など）	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者（例：雇用期間満了などによる離職など）	23・33・34

②減額方法

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで、非自発的失業者の前年所得の「給与所得」を30%として算定します。

また、高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

◎ **必要なもの**：雇用保険受給資格者証（申請場所：各支所窓口）

産前産後期間の軽減措置【申請 必要】

①対象となる方

妊娠85日（4か月）以上で国民健康保険被保険者の方が対象です。

※死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

②減額方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産（予定）月の前月から出産（予定）月の翌々月相当分が減額されます。

3か月前	2か月前	1か月前	出産（予定）月	1か月後	2か月後	3か月後

※産前産後期間＝太枠部分
（単胎の場合）

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額となります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

◎ **必要なもの**：母子健康手帳など、出産（予定）日や単胎・多胎を確認できるもの（申請場所：各支所窓口）

後期高齢者医療制度に係る軽減措置【申請 不要】

75歳以上に達する方が後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が急に増えることなく移行前と同程度となるように、以下の軽減措置がとられます。

●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯への軽減

①対象となる方：国保から後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保被保険者が1人となる場合。

②減額方法：医療、支援金及び子ども・子育て分の平等割額を最初の5年間は2分の1減額し、その後3年間は4分の1減額します。

●旧被扶養者に係る国保税の減免

①対象となる方 会社の健康保険などの被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者もそれまでの被用者保険の資格を喪失し国保に加入することになった65歳以上の方。

②減額方法

- ・所得割額はかかりません。
- ・均等割額を加入時から2年間半額にします。（既に7割・5割軽減されている場合を除く。）
- ・旧被扶養者のみで構成される世帯の場合、平等割額も2年間半額となります。

保険税の納付について

※保険税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。必ず納期限までに納めましょう。

国民健康保険税が未納になると、資格確認書及びマイナ保険証が「特別療養」の対象となる場合があります。「特別療養」の対象となると医療機関の窓口で10割負担していただくようになります。納付が難しいときは必ず連絡・相談をお願いします。

国民健康保険税についてのQ&A

問 1	子ども・子育て支援制度について教えてください。
答 1	令和8年度から、従来の国民健康保険税(医療分、後期高齢者支援金分、介護分)に加えて、子ども・子育て支援金分が追加になります(公的医療保険(健康保険組合、後期高齢者医療保険など)に加入している人も同様)。 子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。少子化対策を促進するために児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などさまざまな政策に充てられます。
問 2	子ども・子育て支援金により負担が増えるのですか。
答 2	子ども・子育て支援金分が新設され、税率の見直しを行いました。 【医療分】 (改定前) (改定後) 【子ども・子育て分】 所得割 9.5% → 9.15% (△0.35%) 所得割 0.35% 均等割 27,800円 → 26,000円 (△1,800円) 均等割 1,400円 (加算額含む) 平等割 24,600円 → 23,000円 (△1,600円) 平等割 1,100円 医療分の引き下げにより、限度額該当者を除き負担は増えません。
問 3	国民健康保険税について教えてください。
答 3	国民健康保険は、他の健康保険に加入されていないすべての人を対象とした保険です。 国民健康保険税(以下国保税)は、加入者の皆さんが病気や怪我をしたとき安心して医療を受けるための貴重な財源となっています。 40歳未満の方 ↓ 介護保険加入者ではありませんので、医療分、支援金分及び子ども分を納めます。 40歳以上65歳未満の方 ↓ 介護保険第2号被保険者 ↓ 医療分、支援金分、介護分及び子ども分を合わせて納めます。 65歳以上75歳未満の方 ↓ 介護保険第1号被保険者 ↓ 医療分、支援金分及び子ども分は国保税として納め、介護保険料は別に納めます。
問 4	支援金分・介護分とは何ですか。
答 4	支援金分は、後期高齢者支援金分のことで高齢者の方を皆様で支える制度です。 介護分は、介護納付金分のことで40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)に課税されます。
問 5	家族の者が後期高齢者医療制度に切り替わり通知書が送ってきたのですが、途中から税額は減らないのですか。また、二重になっていませんか。
答 5	あらかじめ後期高齢者医療制度へ切り替わる月の前月までで算出し、年間の納期に振り分けていますので二重ではありません。(65歳になる方の介護分についても同様です。)
問 6	世帯主は国保ではないのに、世帯主あてに通知がきたのですが。
答 6	国保は他の健康保険加入のない0歳から74歳までの全ての方に加入していただいております。世帯単位で計算し世帯主へ課税・通知させていただきます。(地方税法第703条の4)
問 7	南島原市の国保へ加入しました。国保税はどうなりますか。
答 7	・国保税は「加入した月から」、「脱退した月の前月まで」の月割計算です。 ・前年中(1月から12月)の所得を用いて計算します。 ・計算した世帯全体の税額を、残りの納期に振り分けて納めていただきます。 ・毎年7月に新しい年度の年税額を計算します。計算の期間は令和8年4月から令和9年3月のうち、資格をお持ちの月数です。 ・7月以降に資格異動や所得更正があった場合、基本にご手続きいただいた翌々月までに国保税の再計算を行い更正通知を発送しています。

※ 裏面もご覧ください。

問 8	南島原市から他市区町村へ転出しました。次の月に、南島原市と転出先の両方から国保税(料)の納税(更正)通知書と納付書が届きました。どちらも支払う必要がありますか。
答 8	転出等により国保の資格を喪失した場合、月割計算となるため、国保税(料)の計算期間は重複しません。ただし、再計算の結果によっては不足額を納めていただくことがあるため、転出先の国保税(料)と納期限が重複してしまう場合があります。その場合どちらもお支払いが必要です。
問 9	社会保険等に加入しているのに通知が届いたのですが。
答 9	国保脱退の届出がお済みでない可能性があります。 国保資格確認書をお手元にお持ちの場合は返納の必要がありますので、新たに加入した保険の内容がわかるものと合わせてお持ちのうえ、市役所の支所窓口にて至急手続きを行ってください。 ※お勤め先の人が届出をすることはありませんので、ご注意ください。
問 10	世帯主が亡くなったのですが、国保税はいつまでかかりますか。
答 10	亡くなった世帯主の国保税は亡くなった月の前月分までが課税されます。 口座が凍結中または解約済の場合は口座から引き落としできませんので、ご連絡ください。
問 11	世帯主を変更したのですが。
答 11	年度の途中で世帯主を変更した場合、変更した月の前月分までの税額を旧世帯主へ、変更した月からの分を新世帯主へ、それぞれにお送りします。なお、旧世帯主の口座振替の登録は新世帯主へ引き継がれませんので、新たに金融機関窓口で手続きが必要です。
問 12	口座振替で納めたいのですが。
答 12	金融機関の窓口で、納付書・預金通帳・届出印を持参のうえ手続きをしてください。十八親和銀行についてはWEB上でも手続きができます。(市役所では手続きできません。) 【口座振替取扱金融機関】 十八親和銀行 / 長崎銀行 / 島原雲仙農業協同組合 / 九州労働金庫 / ゆうちょ銀行
問 13	年金からの特別徴収(天引き)が始まるのはどのような場合ですか。
答 13	次の4つの要件すべてを満たす場合 ①世帯主が国保に加入していること ②世帯内の国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること ③世帯主が特別徴収の対象となる公的年金を年間18万円以上受給していること ④国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金の2分の1を超えないこと
問 14	年金からの特別徴収(天引き)が止まるのはどのような場合ですか。
答 14	【ケース1】世帯主が今年度中に75歳に到達する場合 後期高齢者医療制度への切替年度は年金からの特別徴収が出来ません。 納付書または口座振替で納めていただきます。 【ケース2】問13の4つの要件のうち一つでも満たさなくなった場合 【ケース3】国保税が更正により減額となった場合 国保税が減額となると年金からの特別徴収が停止します。 再び特別徴収となるのは10月(7月以降の停止は翌年度の10月)の予定です。 【ケース4】年金支払者から「年金からの特別徴収が出来ない旨の連絡」があった場合
問 15	年金からの 特別徴収(天引き)税額が10月から増えた・減ったのですが。
答 15	原則、前年度2月の特別徴収税額をもとに、4・6・8月は仮の税額(仮徴収税額)を差引きます。7月に決定する年税額から仮徴収税額を控除した残りを、10・12・翌年2月で納めていただきます。年税額に対して仮徴収税額が少ないと、10・12・翌年2月は多くなります。 (例) 前年度2月の仮徴収税額が10,000円、7月に決定した年税額が90,000円の場合。 仮徴収税額の合計30,000円 90,000-30,000=60,000円 前年度2月 10,000円 4月 10,000円 6月 10,000円 8月 10,000円 10月 20,000円 12月 20,000円 2月 20,000円 ➔